

工事担任者の工事範囲の改正について

総務省は、工事担任者に係る制度に関して、工事担任者の工事範囲を改正するため、省令の一部を改正しました。

工事範囲の改正の背景

電気通信事業法第71条及び第72条においては、利用者が、端末設備や自営電気通信設備を電気通信回線設備に接続する場合は、原則として工事担任者資格者証の交付を受けている者に工事を行わせ、又は実地に監督させなければならないこと、更に工事担任者資格者証の種類とその工事の範囲については、総務省で定めることを規定しています。

本制度は、通信環境の変化を踏まえて、適時適切に改正する必要があるため、総務省では、昨今の通信回線サービスの高速化や、インターネットの普及状況、工事会社業界団体の要望及び電気通信事業者へのヒアリングを基に検討を行い、以下のとおり改正されました。

改正の概要

ア．100M bps 超のインターネットサービスが登場し、100M bps 以下のインターネットサービスに係る接続の工事と、必要な技術や知識において変わらないにもかかわらず、DD第三種の資格では、工事・監督が認められていなかったことから、DD第三種の工事の範囲を1Gbps以下の主としてインターネットに接続するための回線に拡大されました。

イ．アの改正に合わせ、上位資格であるDD第二種についても、拡大されたDD第三種の工事の範囲を含めるための改正を行い、また、実務経歴を有する者が試験科目の試験の免除を受けるに当たり必要とされる実務経歴の内容について、改正を行いました。

現行の資格者証保有者の扱い

現行のDD第二種、DD第三種の資格者証保有者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、改正後の省令に定める工事の範囲とする。（経過処置）

新しい工事範囲が適用開始となる日

平成25年2月1日